

A I ・ R P A専門部会会則

(目的)

第1条 市町村のA I（Artifical Intelligence）及びR P A（Robotic Process Automation）の利用促進のため、宮城県電子自治体推進協議会規約第8条第1項の規定に基づき、A I・R P A専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第2条 部会は、A IやR P A等の活用により業務効率化を進め、行政コストの圧縮と行政サービスの質の維持・向上を図るため、次により調査検討を行う。

- (1) A I・R P Aに関する会員間の情報共有に関すること。
- (2) A I・R P Aの実証実験等に関すること。
- (3) A I・R P Aの共同利用に関すること。
- (4) その他自治体の業務効率化等を目的としたA I・R P Aに関すること。

(会員、役員)

第3条 部会の会員は、部会への参加を希望する協議会の会員で構成するものとする。

- 2 部会に部会長1名及び副部会長2名を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会の構成員（以下「会員」という。）の互選によって定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その会議を主宰する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(オブザーバー)

第4条 部会へのオブザーバー参加は、部会運営上支障がある場合を除き、認めるものとする。

- 2 オブザーバーは、部会の会議において意見を述べることができる。

(負担金)

第5条 部会の運営にかかる負担金については、不要とする。

- 2 調査研究上、必要な費用の負担については、別途協議する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定

める。

附 則

この会則は、令和4年2月17日から施行する。